

第2号議案

委員会規程の変更について

(案)

事業者委員の代理出席についてより柔軟に対応できるようにするため、及び、定款の一部変更（平成28年4月1日付変更）を反映させるため、別紙のとおり、委員会規程を変更する。

以 上

【添付資料】

別紙：委員会規程 変更案 新旧対照表

電力広域的運営推進機関委員会規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後（変更点に <u>下線</u> ）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、定款<u>第39条</u>に基づき設置される委員会に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、中立者委員（電気供給事業者を代表する者として選任した委員（以下「事業者委員」という。）を除く委員をいう。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 委員長は、事業者委員について、<u>同一の電気供給事業者に所属する役職員の代理出席</u>を認めることができる。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した中立者委員（但し、第8条第2項によりオブザーバーとなった委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。</p> <p>5 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第<u>11条</u>第<u>3項</u>に定める親法人等と子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。）に所属する状況になった場合、当該委員は本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、定款<u>第41条</u>に基づき設置される委員会に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、中立者委員（電気供給事業者を代表する者として選任した委員（以下「事業者委員」という。）を除く委員をいう。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 委員長は、事業者委員について、<u>やむを得ない事情がある場合には、代理の者の出席</u>を認めることができる。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した中立者委員（但し、第8条第2項によりオブザーバーとなった委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。</p> <p>5 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第<u>7条</u>第<u>2項</u>に定める親子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。）に所属する状況になった場合、当該委員は本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。</p>